

平成25年第15回葛巻町議会定例会会議録（第1号）目次

平成25年12月6日

【開会】

【諸般の報告】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

- ・ 平成25年度定期監査結果の配付
- ・ 例月現金出納検査報告書の配付
- ・ 要望第6号 葛巻町森林組合からの要望書の配付
- ・ 出張報告

【会議録署名議員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第1 会議録署名議員の指名

【会期の決定】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第2 会期の決定

【議案第1号～議案第12号上程、説明】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

日程第3 議案第1号 平成25年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）

日程第4 議案第2号 平成25年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第2号）

日程第5 議案第3号 平成25年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第4号 平成25年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）

日程第7 議案第5号 平成25年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第1号）

日程第8 議案第6号 平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算
（第2号）

日程第9 議案第7号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第8号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議
決を求めることについて

日程第11 議案第9号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第12 議案第10号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて

日程第13 議案第11号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第14 議案第12号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることにつ
いて

平成25年第15回葛巻町議会定例会会議録 第1号 (本会議)

告示年月日	平成25年11月11日(月)					
招集年月日	平成25年12月6日(金)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成25年12月6日～平成25年12月11日 6日間					
会議の月日	平成25年12月6日(金) 開会10時00分 散会10時41分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴田 勇雄	○			
	2	鈴木 満	○	7	鳩岡 明男	△
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	高宮 一明	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	4 番	小谷地 喜代治		9 番	高宮 一明	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子		議会事務局総務係長	遠藤 政明	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	山下 弘司
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	村木 淳一
	教育長	中田 直雅	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員	馬 渕 文雄	病院事務局長	岩泉 宇昭
	総務企画課長	村中英 治	農業委員会事務局長	深澤口 和則
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課総合政策室長	服部 隆行
	住民会計課長	上小路 隆男	総務企画課財政係長	大川原 洋一
健康福祉課長	鳩岡 修			

(開会時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、平成 25 年第 15 回葛巻町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は、8 名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

欠席届を出されている議員は、7 番、鳩岡明男君であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりで。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

平成 25 年度定期監査の結果及び例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配付しています。ご参照願います。

次に、要望第 6 号、葛巻町森林組合からの要望書については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配付の扱いとします。

次に、出張報告をします。

10 月 28 日から 31 日まで、輝くふるさと常任委員会県外行政視察のため、福井県及び新潟県に出張しました。

11 月 12 日から 13 日まで、岩手県町村議会議長会政務調査会研修会及び町村議会議長全国大会出席のため、東京都に出張しました。

11 月 14 日、岩手郡町村議会議長会県外行政視察のため、福岡県に出張しました。

11 月 23 日、平庭高原の夕べ出席のため、久慈市に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

なお、平成 25 年第 13 回葛巻町議会定例会から本日までにおいて、葛巻町議会会議規則第 120 条ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配付した資料のとおりですので、これを報告します。

これで、諸般の報告を終わります。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、葛巻町議会会議規則第 119 条の規定により、議長から、4 番、小谷地喜代治君、9 番、高宮一明君を指名します。

次に、日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期について、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その協議結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、小谷地喜代治君。

議会運営委員長 (小谷地喜代治君)

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の会議結果について、報告します。

11 月 22 日及び 12 月 4 日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、議事日程等

について協議しました。

その結果、会期は本日 12 月 6 日から 11 日までの 6 日間とし、会期内の日程は議長がお手元にお示ししている日程のとおりです。

議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告を終わります。

議長（中崎和久君）

これで、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日 6 日から 12 月 11 日までの 6 日間としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 11 日までの 6 日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しました会期日程案のとおりです。ご承知願います。

次に、日程第 3、議案第 1 号、平成 25 年度葛巻町一般会計補正予算（第 4 号）から、日程第 14、議案第 12 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてまでの 12 議案を一括議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号から議案第 12 号までの 12 議案を一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（鈴木重男君）

ご苦労様でございます。

はじめに、議案第 11 号、議案第 12 号の人事案件について、提案をさせていただきます。

議案第 11 号でございますが、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、氏名、生年月日でございますが、住所、葛巻町葛巻第 12 地割 52 番地。氏名、中田直雅。生年月日、昭和 30 年 6 月 23 日でございます。

任期でございますが、平成 25 年 12 月 25 日から平成 29 年 12 月 24 日までの 4 年間でございます。

経歴につきましては添付しておりますので、経歴書をご覧いただきたいと思っております。

次に、議案第 12 号でございます。人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求める

ことについてでございます。

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、氏名、生年月日でございますが、住所、葛巻町葛巻第18地割1番地5。氏名、長岡功。生年月日、昭和21年7月1日。

任期でございますが、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3カ年でございます。

経歴書につきましては添付しておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

ご苦労様でございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号をお願いいたします。

議案第1号は、平成25年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）でございます。

今回の補正予算案につきましては、商工振興事業費、あるいは障害者自立支援給付費の増額、並びに職員給与費の減額などが主な内容となっているところでございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。予算の総額に48,398,000円を追加いたしまして、予算の総額を5,821,054,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。後ほど、第2表によってご説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正でございます。変更でございます。臨時財政対策債160,000,000円から204,260,000円に増額するものでございます。44,260,000円の増額とするものでございます。

次に、7ページ、8ページをお願いいたします。

まず、8ページでございますが、事項別明細書の歳出の主なものにつきましては、2款、総務費で13,966,000円の増額、7款、商工費で7,182,000円の増額、14款、予備費で10,338,000円の増額となるものでございます。

前のページが歳入でございます。歳入につきましては、14款、県支出金が7,864,000円の増額、20款、町債でございますが44,260,000円の増額。これらが、主なものとなっているところでございます。

11ページをお願いいたします。

歳出でございます。今回の補正では、全般的な部分といたしまして、人件費につきまして、平成25年7月から平成26年3月まで実施いたします給与の減額等の措置等

に伴います給与費の減額を全般にわたって措置したところでございます。

それでは、13ページをお願いいたします。

13ページの下のところ、6目の企画費がございまして、800,000円の補正増でございます。次のページにございまして、バス路線運行拡大支援対策費でございまして、800,000円の増額でございます。100円バスの関係でございまして、当初500,000円、6月にも650,000円増額させていただいておりましたが、今回も、今後の不足見込み分ということで、800,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

17ページが、3款、民生費の2目、心身障害者福祉費でございまして、6,015,000円の増額でございます。障がい者関係の国の補助金等の関係で、24年度の通常の精算による過年度分の返還金となるものでございます。大きなものでは、2番の障害者自立支援給付事業費で5,668,000円となっているところでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

同じく、3款、民生費の1目、児童福祉総務費でございまして、1,023,000円の増額でございます。町外施設への入所をお願いする園児についての委託料の増額1名分で1,023,000円でございます。

次に、24ページをお願いいたします。

5款、労働費の1目、労働諸費でございまして、2,900,000円の増額をお願いするものでございます。若者雇用促進奨励金2,900,000円でございます。今年度11名が対象となっておりまして、その不足見込み分をお願いするものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

6款、農林水産業費の関係でございまして、3目の林業振興費でございまして、3,106,000円の増額でございます。森林保全特別対策事業費の関係で、事業量の増額等に伴って増額をお願いするものでございます。

それから、7款、商工費でございまして、2目の商工振興費でございまして、7,100,000円の増をお願いするものでございます。次のページになりますが、快適な住まいづくり応援事業費で3,500,000円、商店等設備更新支援事業費で3,600,000円、今後の見込み等を踏まえて増額をお願いするものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

8款、土木費の3目、道路新設改良費でございまして、4,772,000円の増額をお願いするものでございます。3の道路改良事業費・茶屋場田子線の関係でございまして、委託料といたしまして、道路諸元調査解析業務1,530,000円でございます。これにつきましては、町道茶屋場田子線につきまして、県代行事業として申請をするために必要なデータの収集、解析等を行うための業務委託でございまして。

次に、31ページをお願いいたします。

10款、教育費でございまして、小学校費の1目、学校管理費でございまして、3,000,000円の補正増でございます。葛巻小学校にかかる電気料でございまして、プールに関する部分の計上をさせていただくものでございます。

次に、歳入をお願いしたいと思います。

9ページをお願いいたします。

13款、国庫支出金でございます。

10ページをお願いいたします。

20款、町債でございます。臨時財政対策債でございますが、44,260,000円の増額をいたしまして、全体で204,260,000円とするものでございます。

以上が、一般会計の関係でございます。

次に、議案第2号をお願いいたします。

議案第2号は、平成25年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございます。

今回の補正につきましては、一般被保険者療養給付費等の増高に伴いまして、保険給付費を増額する一方、基金積立金を減額することが、主な内容となっているところでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。予算の総額に10,402,000円を追加いたしまして、予算の総額を1,130,204,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

事項別明細書でございます。

5ページが歳出でございますが、主なものいたしましては、2款、保険給付費で27,000,000円の増、9款、基金積立金で10,000,000円の減額となるものでございます。

前のページの歳入でございますが、主なものいたしましては、3款の国庫支出金が9,116,000円の増、6款、県支出金で1,620,000円の増となるものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

一番下のところになりますが、2款の保険給付費の1項、療養給付費、1目、一般被保険者療養給付費でございます。15,000,000円の増とするものでございます。次のページにございますが、直診外の医療機関分につきまして、15,000,000円をお願いするものでございます。今年度、5月から11月までの給付の動向等を踏まえまして、今後の不足見込み分を計上するものでございます。

次に、同じく、2款、保険給付費でございますが、1目の一般被保険者高額療養費でございます。11,500,000円の増でございます。こちらの方は、高額療養費の関係でございますが、先ほどと同じような理由で、今後の不足見込み分について計上するものでございます。

次に、9款、基金積立金でございます。1目の財政調整基金積立金でございますが、10,000,000円の減とするものでございます。今年度20,000,000円の積み立てを計上してございましたが、それから10,000,000円を減じまして、積立額が10,001,000円となるものでございます。これによりまして、残高見込みは10,292,102円となるものでございます。

次に、歳入でございますが、6ページをお願いいたします。

3款、国庫支出金の1目、療養給付費等負担金で6,686,000円の増、同じく、3款

の国庫支出金、1目の財政調整交付金でございますが、2,430,000円の増と見込むものでございます。

次に、議案第3号をお願いいたします。

議案第3号でございます。平成25年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳出予算のみの補正となっているものでございます。

3ページをお願いいたします。

事項別明細でございますが、主なものは、1款、総務費で1,246,000円の増、2款、事業費で1,710,000円の減とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

1款の総務費、1目の一般管理費で1,246,000円の補正増をお願いするものでございます。1の一般管理費で、27の公課費、消費税がございまして、600,000円を増額しようとするものでございます。これにつきましては、9月に今年度分の申告が確定し、1,686,000円で確定してございますが、3月に中間申告がございまして、その際に不足する600,000円について計上したものでございます。

次に、議案第4号をお願いいたします。

議案第4号でございます。平成25年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正は、前年度繰越金を計上するとともに、基金積立金を増額しようとするものでございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。予算の総額に13,109,000円を追加いたしまして、予算の総額を200,774,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

事項別明細書の総括でございます。

歳出でございますが、1款、総務費で10,000,000円の増額、5款、予備費で2,509,000円の増額でございます。

前のページの歳入では、7款の繰越金のみでございますが、13,109,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入は繰越金のみでございます。

歳出でございますが、1款、総務費の2目、下水道事業債償還基金積立金に10,000,000円を増とするものでございます。農業集落排水事業債償還基金に10,000,000円を積み立てまして、残高が66,288,195円となるものでございます。

次に、議案第5号をお願いいたします。

議案第5号でございますが、平成25年度葛巻町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正案でございますが、前年度繰越金を計上し、ほぼ全額を予備費に加えるものでございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の補正でございます。予算の総額に 3,750,000 円を追加いたしまして、予算の総額を 71,010,000 円とするものでございます。

6 ページ、7 ページをご覧いただきたいと思います。

歳入繰越金が 3,750,000 円の補正でございますし、歳出では、予備費に 3,697,000 円を増額しようとするものでございます。

次に、議案第7号をお願いいたします。

議案集の方になりますが、よろしく申し上げます。それから、議案資料の方もご準備を願いたいと思います。

議案第7号でございます。葛巻町町税条例の一部を改正する条例でございます。

併せて、議案資料の2 ページの方もお聞きいただきたいと思います。

議案資料の方をご覧いただきたいと思いますが、1 に改正の理由がございます。地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布されてございます。それに基づきまして、地方税法施行令あるいは地方税法施行規則が6月12日に公布をされたところでございます。これに伴いまして、所要の規定の整備をしようとするものでございます。

改正の概要でございますが、本則の改正が二つの条のみでございます。ここがございます(1)の町民税、①②が本則の改正となっているところでございます。

議案の方では、1 ページ目でございます。48 条の2 というところでございますが、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収の関係でございます。

これにつきましては、現在、特別徴収されている方が転出した場合には、特別徴収から普通徴収に移すということで、転居して遠くに行かれるのに、普通徴収になって、再度、納付書で納付をいただくという手続きがございます。事務的にも煩雑でございますし、転出された方も、そのまま年金から特別徴収された方が手続きをしなくても済みますので、そういった改善の要望のあった部分について見直しがなされたということで、転出した場合も、そのまま公的年金からの特別徴収が行われるように改正をするものでございます。こちらの改正が、1 ページの48 条の2 の改正になっているところでございます。

それから、二つ目が、下の方でございますが、48 条の5 の改正でございます。

資料の方をご覧いただきたいと思いますが、②でございます。年金所得に係る仮特別徴収税額等に関する改正でございます。

年金の特別徴収につきましては、年6回行われておりますが、4月、6月、8月の部分が仮徴収、確定しまして徴収されるのが本徴収ということで、11月、12月、2月の3回となって、合わせて6回でございますが、そのうちの仮徴収の3回については、前年度の本徴収の額から計算をしまして、6分の1、60,000 円であれば 10,000 円というようなことになる、そういったものでございますが、これが、増減があった場合に、以降について 60,000 円でも毎月 10,000 円というようなことには戻らないような形で、今、ずっと金額が変わる形で徴収をされている状況でございます。

下のところに、例として、65 歳以上の夫婦世帯について、今後4年間どうなるかという資料でございます。

平成 28 年度に 60,000 円であった場合に、平成 29 年度は、最初の仮徴収の 3 回が 10,000 円となりまして、残りは 2,000 円の 3 回になります。次の年の平成 30 年度には、はじめの 3 回が 2,000 円で、あとの 3 回は 18,000 円ずつ納めると、その次の年の平成 31 年度には、はじめの 3 回が 18,000 円で、あとの 3 回が 2,000 円ということで、本来は 10,000 円ずつを毎月やれば平準化されているわけですが、今は、何年経っても 10,000 円には戻らないという状況でございます。

これを、改正後は、同じ例で計算していきますと、2 年後には、また元に戻るといふ、平準化されるということになるような改正を行うということでございます、そこが改正後の部分について、これまでは前年度の本徴収税額 60,000 円を、30,000 円を、3 回分の 30,000 円を 3 で割るといふ計算から、前年度分の年税額 60,000 円を半分にして、さらに、それを 3 で割るといふように改正することによりまして、この改正後の例のようになり、平準化されるということでの改正、これが 48 条の 5 の改正となるものでございます。この二つが本則の改正でございます。

2 ページ以降の改正につきましては、附則の改正となっております。資料の方を引き続きご覧いただきたいと思っております。

3 ページでございますが、③から、次のページの㉑まで町民税の関係の改正がございまして、はじめの③④につきましては、廃止される条項等がございまして、条項が繰上げになります。その関係での整理でございます。

それから、⑤⑥⑦につきましては、分離課税について、株式の関係でございまして、一般株式と上場株式に区分されて課税されることに改正されておりました。それに伴う改正でございますし、⑧⑨につきましても、同様に株式の関係の改正でございます。

また、⑩から⑰までにつきましては、地方税法との規定が重複しているということで、これについては、前回の改正以降、該当するものについては条例から削除することになってございまして、これらは、地方税法に規定があるということで、削除する条文でございます。

次のページの⑱から㉑までは、削除された条文がだいたい出ますので、それに伴って、条項の繰上げが行われまして、そのための整理をするものでございます。

(2) の国民健康保険税につきましても、附則のみの改正でございまして、町民税と同様な理由で条項の繰上げ、あるいは規定の削除等が行われる、そういった内容となっているところでございます。

それでは、議案の方に戻りまして、20 ページをお願いいたします。

附則でございます。附則は 3 条まででございますが、第 1 条が施行期日でございます。この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行するというものでございます。例外といたしまして、(1) に平成 28 年 10 月 1 日から施行するもの、(2) に平成 29 年 1 月 1 日から施行する部分等があるものでございます。

次に、21 ページをお願いいたします。

議案第 8 号でございます。岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてでございます。

これにつきましては、雫石・滝沢環境組合が、滝沢・雫石環境組合に名称を変更す

ることに伴いまして、規約の一部を変更することの協議でございます。

23 ページをお願いいたします。

規約の新旧対照表がございます。別表第1は、一部事務組合等の表でございますが、その中で、雫石・滝沢環境組合を、滝沢・雫石環境組合に改めるものでございますし、別表第2につきましても、同様な改正を行うものでございます。

この規約につきましては、滝沢村が滝沢市となる平成26年1月1日から施行するというものでございます。

次に、議案第9号をお願いいたします。

議案第9号は、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。

1番の、契約の目的でございますが、FM音声告知端末の購入のためでございます。取得する財産はFM音声告知端末、仕様がAFM-510Cというものでございますが、数量が1,200台、契約金額が22,800,000円でございます。1台当たり、税込みで19,000円となるものでございます。

契約の相手方でございますが、盛岡市の岩手ケーブルテレビジョン株式会社でございます。

納入期限が、平成26年2月15日でございます。

次に、議案第10号をお願いいたします。あっせんの申立てに関し議決を求めることについてでございます。

地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

1番でございますが、あっせんの申立て先でございます。東京都港区にございます、原子力損害賠償紛争解決センターでございます。

あっせんの申立て人及び申立ての相手方でございます。(1)あっせんの申立人でございますが、当町、葛巻町でございます。あっせんの申立ての相手方でございますが、東京都千代田区にございます、東京電力株式会社でございます。

3の、あっせんの申立ての趣旨及び原因でございますが、まず、申立ての趣旨でございます。相手方は、平成25年3月31日までに発生した費用について、損害賠償の額7,330,398円を申立人に支払うようあっせんを求めるものでございます。なお、申立人は、相手方が損害賠償の一部支払いに合意した場合には、当該合意額等を除いた額であっせんを申し立てすることができるものでございます。

申立ての原因でございますが、申立人は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用について、損害賠償を求めたものであるが、相手方は、これに応じないものでございます。これが、申立ての原因となるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、説明を終わります。

議長（中崎和久君）

次に、病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

それでは、議案第6号、平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

この補正は、職員給与に関する条例を一部改正したことによる減額と、器械備品の修繕費の増額等が主なものでございます。

第1条、総則です。平成25年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

以下、3条まで規定するものです。

第2条、収益的収入及び支出の補正です。予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款、病院事業費用7,654,000円を減額し、850,886,000円にするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正です。予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費14,294,000円を減額し、501,295,000円にするものです。

2ページをお願いします。

実施計画、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

支出ですが、1款、病院事業費用、1項、医業費用、1目、給与費の補正予定額は14,294,000円の減額ですが、主なものは、給与に関する条例の一部改正による給与等の減額と、3節、賃金を4節、報酬に組み換えたことによるものでございます。

次に3ページですが、3目、経費の補正予定額は6,440,000円の増額ですが、主なものは、8節、燃料費3,390,000円で、暖房用A重油3,220,000円、暖房用灯油170,000円、ともに燃料単価の上昇によるものでございます。

11節、修繕費3,000,000円ですが、こちらは器械備品のX線管の故障による交換によるものでございます。計が205,566,000円となっております。

次に、6目、研究研修費で200,000円の増額ですけれども、こちらは、医学図書等の購入によるものでございます。

以上で説明を終わりますが、4ページ以下の資金計画等につきましては、お目通しいただき、よろしくご審議お願いいたします。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第1号、平成25年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）から、議案第12号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてまでの12議案については、輝くふるさと常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第12号までの12議案の審査については、輝くふるさと常任委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました、議案第1号から議案第12号までの12議案について、今会期中に審査を終え、12月11日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第12号までの12議案については、12月11日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦勞様でした。

(散会時刻 10時41分)